

# 草津市公報

発行日 令和 5 年 3 月 15 日  
 (毎月 1・15 日発行)  
 発行番号 第 5 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目 13 番 30 号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 規 則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課）…………… 2

### ◎ 告 示

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱（交通政策課）…………… 2

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱  
 (草津川跡地整備課)…………… 5

草津市議会定例会の招集について（総務課）…………… 6

生活保護法第 55 条第 1 項の規定に基づく医療扶助のための指定医療機関の廃止の届出について  
 (生活支援課)…………… 6

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律および生活保護法の規定に基づく医療扶助のための指定医療機関の廃止の届出について（生活支援課）… 6

認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）…………… 6

公示送達について（介護保険課）…………… 6

公示送達について（納税課）…………… 8

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 11

農用地利用集積計画について（農林水産課）…………… 11

大津湖南都市計画南草津プレミアムタウン土地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示されている旨の公告につい  
 て（都市地域戦略課）…………… 11

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 12

草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）…………… 12

### ◎ 教育委員会告示

公印の新調および廃止について（教育総務課）…………… 12

### ◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について…………… 13

選挙人名簿の登録の移し替えの延期について…………… 13

投票所の指定について…………… 13

期日前投票所の指定について…………… 13

投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について…………… 14

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について…………… 14

投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時、場所および方法について……………	14
ポスターの掲示場の設置場所について……………	15

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備の程度について……………	15
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について……………	22

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について……………	27
------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の営業所の移転について（上下水道総務課）……………	28
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）……………	28
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）……………	28
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）……………	28

## 規 則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 27 日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市規則第 2 号

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則（平成 26 年草津市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

「信号無視【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金】」を

「信号無視【3 箇月以下の懲役または 5 万円以下の罰金等】」に、

「二人乗り【2 万円以下の罰金または科料】」を

「二人乗り【2 万円以下の罰金または科料等】」に、

「①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全

確認

⑤子どもはヘルメットを着用」を

「①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 5 年 2 月 27 日 掲 示 済 み）

## 告 示

草津市告示第 23 号

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 16 日

草津市長 橋 川 涉

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、市内物流機能の維持を図るため、厳しい経営状況に置かれている市内中小貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、予算の範囲内において草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請時点で貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営し、令和 3 年 4 月から令和 5 年 1 月までの運行実績があること。

(2) 草津市内に本社もしくは営業所を置く法人または住所地を有する個人事業主であること。

(3) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体であること。

(4) 次のいずれかに該当するものは除く。

ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数または出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

(5) 申請者または従業員等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（交付対象車両）

第3条 補助金の交付対象車両は、事業者が貨物自動車運送事業の用に供する車両とする。

2 前項の車両は、令和4年9月30日時点で滋賀運輸支局に登録され、営業用として保有している令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間に運行した軽油を燃料とするトラック（被けん引車を除く。）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、交付対象車両1台につき9,000円とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者に関する情報（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 申請する車両の自動車検査証および貨物自動車運送事業許可証の写し（一般社団法人滋賀県トラック協会の会員は除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

第9条 市長は、本事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、事業者はその調査等に応じなければならない。

（関係書類の保存期間）

第10条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年2月16日から施行し、令和4年10月1日以後に実施された事業に適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項に規定する補助金の交付申請をした事業者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。



様式第3号(第5条第1項第2号関係)

誓約書

私は、「草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金」を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- ・交付要件を全て満たしています。
- ・業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しています。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことまたは交付額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・草津市から検査、報告または是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・補助金の審査に必要な限度で、補助金の申請書および提出資料に記載された情報を直接他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・他の行政機関等が実施する補助金等の交付要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、補助金の申請書および提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接提供されることに同意します。
- ・草津市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書および提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・草津市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書および提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・補助金の申請内容を確認するための調査に応じることができるよう、申請書類のほか根拠書類についても5年間適切に保存し、草津市から求めがあった場合には、提出します。
- ・代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、滋賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

年 月 日

草津市長 あて

法人本社所在地または個人自宅住所

法人名(法人のみ)または屋号(個人事業主のみ)

法人代表者職・氏名または個人氏名

※法人の代表者または個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

様式第4号(第6条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

草津市長 あて

住 所  
名 称  
代表者名

印

草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記補助金について、草津市貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

<振込先金融機関>

金融機関の名称	
預貯金の種別	
口座番号	
口座 ふりがな 名義人	

(令和5年2月16日揭示済み)

草津市告示第24号

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月17日

草津市長 橋川 渉

草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱の一部を改正する要綱  
草津市立草津川跡地公園駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱(平成29年草津市告示第36号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が600円を超える場合は、24時間当たりの限度額を600円とする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月17日揭示済み)

草津市告示第25号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。  
令和 5 年 2 月 17 日

草津市長 橋 川 涉

- 1 期 日 令和 5 年 2 月 24 日
- 2 場 所 草津市議会議場

(令和 5 年 2 月 17 日 掲 示 済 み)

草津市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
大西医院	草津市東矢倉一丁目 6 - 26	令和 5 年 3 月 31 日

(令和 5 年 2 月 21 日 掲 示 済 み)

草津市告示第27号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定に基づき、医療扶助のための医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出がありましたので、同法第55条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
大西医院	草津市東矢倉一丁目 6 - 26	令和 5 年 3 月 31 日

(令和 5 年 2 月 21 日 掲 示 済 み)

草津市告示第28号

平成23年草津市告示第198号により告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項後段の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 21 日

草津市長 橋 川 涉

- 1 名称  
新浜町内会
- 2 変更があった事項  
代表者の氏名および住所  
服部 正司  
草津市新浜町776番地
- 3 変更日  
令和 3 年 4 月 1 日

(令和 5 年 2 月 21 日 掲 示 済 み)

草津市告示第29号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市長 橋 川 涉

- 1 送達すべき書類  
 令和4年度 介護保険料額決定通知書  
 令和4年度 第3期介護保険料督促状  
 令和4年度 第4期介護保険料督促状  
 令和4年度 第5期介護保険料督促状  
 令和4年度 第6期介護保険料督促状  
 令和4年度 第7期介護保険料督促状  
 令和4年度 第8期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年3月8日に送達  
 があったものとみなす。

### 令和4年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	万木 昇	草津市木川町356番地15

### 令和4年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

### 令和4年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

### 令和4年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

### 令和4年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

### 令和4年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号 レドンダカサ玉川
2	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

### 令和4年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
2	奥村 恒司	草津市山寺町471番地
3	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション

(令和5年3月1日揭示済み)

## 草津市告示第30号

## 公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

## 1 送達すべき書類

- |                    |      |
|--------------------|------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状  | 8 件  |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 18 件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状  | 1 件  |
| (4) 国民健康保険税督促状     | 43 件 |
| (5) 差押調書（謄本）       | 3 件  |
| (6) 配当計算書（謄本）      | 5 件  |
| (7) 差押解除通知書        | 1 件  |

計79件

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和 5 年 3 月 8 日に送達があったものとみなす。



28	YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目26番46-1110号-マリ-ベルハイソフB棟	令和4年度第5期
29	YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目26番46-1110号-マリ-ベルハイソフB棟	令和4年度第6期
30	J. HUA JING	草津市野路東四丁目13番8-107号-アンビエソフ	令和4年度第7期
31	高木 頼男	草津市野路九丁目14番1-303号-ALTA西草津ビュー	令和4年度第7期
32	井上 健	草津市藤岡町27番地1-201-ベルエポック	令和4年度第7期
33	早野 誠士	草津市藤岡町3番地14	令和4年度第7期
34	浅野 成人	草津市矢野町105番地1-523-カーサ・ソラツオ	令和4年度第7期
35	北野 雅己	草津市矢野町69番地39	令和4年度第7期
36	山西 美穂	草津市南草津三丁目16番10号	令和4年度第7期
37	斎藤 庄司	草津市南草津三丁目2番15-1号	令和4年度第7期
38	岡本 庄司	草津市南草津三丁目6番6-402号-ユニオンビル	令和4年度第7期
39	藤井 聖哉	草津市南草津三丁目9番3号	令和4年度第7期
40	L.IU ZIYUE	草津市登山一丁目7番21-1309号-ラヴィニア・キタムラ	令和4年度第7期
41	NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市登山三丁目1番18-201号-シライハム&梨園	令和4年度第7期
42	CHANG HEXIANG	草津市登山四丁目2番45-1702号-ラズワールド IHARA	令和4年度第3期
43	櫻谷 大器	草津市登山二丁目3番69-412号-クローバーハイソフIII	令和4年度第7期

差押調書 (謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号-ステュデントHIROSE	発番 草納発第1224号 令和4年 11月10日
2 ALBERT STEVEN CAHYADI	東京都品川区大井5丁目8番6号-スカイコートプライム大井町 303	発番 草納発第1312号 令和4年 11月28日
3 岩田 祐次	草津市青地町235番地12	発番 草納発第10250号 令和5年 1月31日

配当計算書 (謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号-ステュデントHIROSE	発番 草納発第1391号 令和4年 11月30日
2 ALBERT STEVEN CAHYADI	東京都品川区大井5丁目8番6号-スカイコートプライム大井町 303	発番 草納発第10066号 令和4年 12月22日
3 松本 陽雅	熊本県熊本市中央区坪井4丁目18番22号-グレースコート坪井305	発番 草納発第10092号 令和4年 12月26日
4 佐々利 淳	草津市青地町663番地1-シャーマンズン青地 203号	発番 草納発第10287号 令和5年 1月31日
5 堀内 省三	草津市西萩川一丁目11番7号-ハイツヒカリ 103号	発番 草納発第10316号 令和5年 2月6日

差押解除通知書 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
1 山崎 正弘	草津市青地町213番地1-408-ディアコート青地I	発番 草納発第10200号 令和5年 1月13日

(令和5年3月1日揭示済み)

## 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和5年2月17日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市月輪三丁目24番1-205号 小浜 玄、小浜 愛海	草津市南山田町字山寺867番 16	200.68㎡	R5.2.17	1651

(令和5年2月17日揭示済み)

## 公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第  
18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めた  
ので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年2月20日

草津市長 橋 川 涉

- 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 縦覧の期間 令和5年2月20日から  
令和5年3月20日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和5年2月20日揭示済み)

## 公 告

大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画  
整理事業の書類の送付に代えて揭示されている  
旨の公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第  
1項の規定による大津湖南都市計画南草津プリムタウ  
ン土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地  
処分通知は、送付すべき場所を確知することができな  
いので、同法第133条第1項および同条第2項におい  
て準用する同法第77条第5項の規定により、当該通  
知書の送付に代えて、その内容が南草津プリムタウン  
土地区画整理組合事務所（滋賀県草津市南笠町1270番  
地）に令和5年2月20日から揭示されていることを公  
告します。

令和5年2月21日

草津市長 橋 川 涉

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住所（又は最 後の住所）	
保証責任老上 信用販売購買 利用組合	草津市大字野 路514番地の1	草津市南笠町字黒 土692番

(令和5年2月21日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 2 月 21 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大阪市西区江戸堀一丁目 3 番 20 号 株式会社 ワキタ 代表取締役 脇田 貞二	草津市矢橋町字馬ノ座 87 番 1 の一部 外 2 筆	4,732.32㎡	R5.2.21	1652

(令和 5 年 2 月 21 日 掲 示 済 み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市長 橋 川 涉

名称	位置	利用開始の期日
青地後町第五児童遊園	草津市青地町字後町532番9	令和 5 年 3 月 1 日

(令和 5 年 3 月 1 日 掲 示 済 み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 3 号

公印の新調および廃止について

公印を新調および廃止するので、草津市教育委員会公印規則（平成 4 年草津市教育委員会規則第 4 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 16 日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 新調印

- (1) 滋賀県草津市立高穂中学校校長之印



用 途 草津市立高穂中学校校長名をもって発する文書用

開始日 令和 5 年 4 月 1 日

2 廃止印

- (1) 滋賀県草津市立高穂中学校校長之印



廃止日 令和 5 年 3 月 31 日

(令和 5 年 2 月 16 日 掲 示 済 み)

### 選挙管理委員会告示

#### 草選委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月1日現在において、次のとおりである。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,225人
6分の1の数	18,540人
3分の1の数	37,080人

(令和5年3月1日 揭示済み)

#### 草選委告示第2号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移し替えを次の期間延期することを定める。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

#### 登録の移し替えを延期する期間

令和5年3月22日から滋賀県議会議員一般選挙の期日まで

(令和5年3月1日 揭示済み)

#### 草選委告示第3号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

#### 各投票区投票所 別紙のとおり

投票区	投票所	所在地
第1投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目10番地
第2投票区	草津市立志津小学校体育館	草津市 青地町827番地
第3投票区	草津市立志津まちづくりセンター	草津市 青地町561番地
第4投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目6番5号
第5投票区	渋川中町会館	草津市 渋川一丁目7番14号
第6投票区	草津市立渋川まちづくりセンター	草津市 西渋川二丁目9番38号
第7投票区	草津市立大跡まちづくりセンター	草津市 大跡二丁目9番11号
第8投票区	西大路第三町内会集会所	草津市 西大路町6-27-1
第9投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目4番20号
第10投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 草津一丁目4番33号
第11投票区	草津市立西一会館	草津市 草津町1446番地1
第12投票区	込田会館	草津市 草津三丁目13番81号
第13投票区	矢倉町会館	草津市 矢倉二丁目1番7号
第14投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	草津市 東矢倉二丁目13番6号
第15投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目1番18号
第16投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目3番4号
第17投票区	草津市立老上小学校多目的室	草津市 野路町517番地
第18投票区	草津市立南笠東小学校体育館	草津市 南笠東四丁目4番1号
第19投票区	南笠公民館	草津市 南笠町1217番地1
第20投票区	草津市立橋岡会館	草津市 橋岡町71番地
第21投票区	矢橋総合会館	草津市 矢橋町1199番地1
第22投票区	新浜会館	草津市 新浜町68番地1
第23投票区	草津市立新田会館	草津市 木川町898番地3
第24投票区	山屋敷会館	草津市 木川町833番地1
第25投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路二丁目13番2号
第26投票区	木川町農業会館	草津市 木川町517番地
第27投票区	草津市立山田まちづくりセンター	草津市 南山田町678番地
第28投票区	北山田会館	草津市 北山田町787番地
第29投票区	南山田会館	草津市 南山田町776番地
第30投票区	野村会館	草津市 野村五丁目26番20号
第31投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 上笠一丁目6番3号
第32投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	草津市 平井三丁目8番1号
第33投票区	駒井沢町公民館	草津市 駒井沢町317番地1
第34投票区	下笠会館	草津市 下笠町3007番地2
第35投票区	草津市立常盤東総合センター	草津市 芦浦町319番地1
第36投票区	下物会館	草津市 下物町113番地1
第37投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	草津市 志那中町111番地1
第38投票区	吉田町会館	草津市 志那町2620番地

(令和5年3月1日 揭示済み)

#### 草選委告示第4号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和5年3月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

1 草津市役所 2階 特大会議室 草津市草津三丁目13番30号

4 月 1 日（土）から 4 月 8 日（土）まで  
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

2 草津市立市民交流プラザ ロビー 草津市野路  
一丁目 15 番 5 号

4 月 1 日（土）から 4 月 8 日（土）まで  
午前 10 時から午後 8 時まで

3 エイスクエア SARA 北館 1 階 草津市西洪川  
一丁目 18 番 38 号

4 月 1 日（土）から 4 月 8 日（土）まで  
午前 10 時から午後 8 時まで

4 イオンモール草津 モール棟 2 階 草津市新浜  
町 300

4 月 1 日（土）から 4 月 8 日（土）まで  
午前 10 時から午後 8 時まで

5 立命館大学 セントラルアーク 草津市野路東  
一丁目 1 番 1 号

4 月 6 日（木）から 4 月 7 日（金）まで  
午前 10 時から午後 6 時まで

（令和 5 年 3 月 1 日 揭示済み）

草選委告示第 5 号

令和 5 年 4 月 9 日 執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬 場 敏 一

交付場所 草津市草津三丁目 13 番 30 号  
草津市役所 2 階 特大会議室

（令和 5 年 3 月 1 日 揭示済み）

草選委告示第 6 号

令和 5 年 4 月 9 日 執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 53 条第 1 項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬 場 敏 一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の告示日の 2 日前

（令和 5 年 3 月 1 日 揭示済み）

草選委告示第 7 号

令和 5 年 4 月 9 日 執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 1 項の規定による各投票区投票所の氏名等の揭示および同条第 2 項の規定による期日前投票所または不在者投票管理者のうち選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の氏名等の揭示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法を同条第 3 項の規定により、次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬 場 敏 一

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 31 日  
午後 5 時 30 分
- 2 場 所 草津市草津三丁目 13 番 30 号  
草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 方 法 ① 立候補届出受理順に本くじを引く  
順序のくじを行う。  
② ①で決まった順序により本くじを  
行う。

（令和 5 年 3 月 1 日 揭示済み）

草選委告示第8号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示場を同法第144条の2第1項の規定により別紙の場所に設置したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり（略）

（令和5年3月1日掲示済み）

選挙管理委員会公告

公告第1号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備程度を次のとおり定める。

令和5年3月1日

草津市長  
草津市教育長  
草津幼稚園長  
信愛幼稚園長  
若竹幼稚園長  
光泉カトリック幼稚園長  
認定こども園草津カトリック幼稚園長  
認定こども園みのり園長  
すぎのここども園長  
あゆみこども園長  
洪川あゆみこども園長  
さくら坂こども園長  
くさつ優愛保育園モンチ園長  
さくらがおかこども園長  
さくら坂東こども園長  
たちばな大路こども園長  
あさひこども園長

志津保育園長  
くるみこども園長  
緑波くるみこども園長  
若草くるみこども園長  
のみちこども園長  
さくら坂南こども園長  
TAMランド野路こども園長  
光泉カトリック中・高等学校長  
滋賀県立草津高等学校長  
滋賀県立草津東高等学校長  
滋賀県立湖南農業高等学校長  
滋賀県立玉川高等学校長  
綾羽高等学校長  
滋賀県立草津養護学校長  
市営住宅笠縫団地集会所管理者  
市営住宅矢倉団地集会所管理者  
市営住宅玄甫団地集会所管理者  
市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度 別紙のとおり